

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

（→ 緑は事務局）

○江田委員長 次に、真島省三君。

○真島委員 日本共産党の真島省三です。

ラストバッターになりますと、いろいろ用意した質問が重なっているところがありますけれども、質問の流れがありますので、よろしくお願ひします。

まず、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正法案について質問いたします。
商工中金は、一九三六年、国と中小企業組合との共同出資により設立された中小企業向け政府系金融機関です。

二〇〇五年の政策金融改革の基本方針は、商工中金について、「所属団体向け組合金融であることからも、本来参加者が相互扶助の精神に基づき、メンバーシップ制で行うものであり、政策金融である必要はない。」とし、政策金融から撤退し、完全民営化すべきとしました。完全民営化という

のは、政府の保有している株式を完全に売却した上で、根拠法を廃止して一民間金融機関にすることであり、国が経営に一切関与できなくなります。

二〇〇六年、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律によって、二〇〇八年度中の株式会社化と、その五から七年後の完全民営化が決定しました。

二〇〇七年、第百六十六通常国会に株式会社商工組合中央金庫法案が提出された際、我が党は、政府系金融機関の役割を根本的に否定し、中小企業金融に悪影響を及ぼすものでしかない、中小企業基本法第二十五条で、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るために、国が政府関係金融機関の機能の強化を講ずるように求めていることに反すると指摘をし、国の責任を投げ捨てる重大な政策後退だと反対をいたしました。

改めて伺いますが、二〇〇八年十月一日の株式会社商工中金誕生時に決めておりました五から七年後という完全民営化の期限、そして、リーマン・ショック後の二〇〇九年の改正、東日本大震災後の二〇一年の改正と二度にわたり先送りをされましたけれども、これはなぜでしょうか。それでもう一つ、今回の法案で、從来盛り込まれていた完全民営化の具体的な期限の明示をなくしているのはなぜでしょうか。

応に注力するために、緊急的な措置として、三年程度の期限を区切つて民営化の延長を決定したものです。

その過去二回の危機におきまして、民間金融機関において十分な危機対応業務が行われなかつた事実、要は中小企業金融が大変困難に陥つた事実を踏まえまして、大規模な景気変動や自然災害の際の民間金融機関における十分な対応は当分の間困難であるということが現実的に明らかになつたと考えております。

したがいまして、民間金融機関が危機対応業務を行う状況が実現するまでの年限を示すことは現状では困難であると考えております。このため、今回の商工中金法の改正では、期限を区切ることなく、当分の間延長することとしたものでございます。

○真島委員 きょう議論になつております危機対応業務は、いわゆる政策金融改革によつて、二〇〇八年十月に日本政策金融公庫が発足した際に設けられた制度です。

内外の金融秩序の混乱や大規模災害等の危機のとき、一般の金融機関が通常の条件により貸しぐけ等を行うことが困難であり、かつ、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨を主務大臣が認定した場合に、日本政策金融公庫が指定金融機関に対しても必要な資金供給を確保するといふ仕組みでございます。対象となる事業及び実施機関は主務大臣の通知によつて決められますけれども、これまでには、東日本大震災、そして台風、

豪雨、火山噴火、地震、大雪等の災害などが指定をされております。

この危機対応業務というのは、いわば金融のセーフティーネットと言える政策金融の一種でありまして、商工中金は日本政策投資銀行とともに、完全民営化までの間、危機対応業務を担う指定金融機関にみなし指定されて、その任務に当たつてまいりました。

法案では、現行法のこのみなし規定では、商工中金の経営判断で危機対応業務を返上することも法律上可能であるということから、法改正を行つて、商工中金が危機対応業務を行う責務を有すると規定をすることで、政府が株式を保有する当分の間、商工中金が危機対応業務を実施することを明確に義務づけたと説明をされております。

ところが、二〇〇七年四月十八日の当委員会における株式会社商工中金法案の審議の際、当時の石毛中小企業厅長官は、「制度設計の中で、完全民営化後も原則として指定機関であることを継続するものとするというふうにされておりまして、引き続き適切に危機対応業務を行えるものというふうに考えております。」と答弁されているんですね。

その一方、同じ二〇〇七年の四月、当委員会で、当時の甘利大臣は、完全民営化後は、ほかの金融機関と同じことになります、商工中金だけ危機対応業務を国の要請に従つてやるということを法律に書いてしまって、それは完全民営化ではなくてしまいますと全く正反対のことを言われているんですよ。

それで、お聞きしたいんですけども、法案の中では、完全民営化までの間、危機対応業務に当たる、今言つた点ですね、みなし指定されていてもやらないことがあるから、それを義務づけるんだと言っているんですが、二〇〇七年当時の中小企業厅長官、経済産業大臣の答弁で、もう全然、何か違うことを平気で言っているんですね。どういうことなんですか、これは。

○北川政府参考人 委員御指摘の、当時の委員会、平成十九年四月十八日、衆議院経済産業委員会における石毛元中小企業厅長官の答弁につきましては、商工中金法附則二条二項におきまして、「株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。」と、いうことが規定されておりましたものですから、恐らくこうした点を念頭に、しっかりと対応する旨を述べたのではないかと考えられます。

その後、御指摘の、衆議院経済産業委員会、平成十九年四月二十五日におきましては、甘利元経済産業大臣から、御指摘のとおり、「完全民営化後は、ほかの民間の金融機関と全く同じになる」

「商中だけ危機管理対応を国の要請に従つてやるということを書きますと、これはもうその時点で完全民営化ではない。」と答弁されています。そのような理解でござりますけれども、これは危機対応業務を、その後、民間金融機関が結局手を挙げてこられなかつたということ、それが現実

に起こつたわけでございまして、この十九年四月時点の中小企業厅長官の答弁におきましては、危機対応業務を民間金融機関も手を挙げていく、その中で商工中金もやつしていくのではないか、こういったことを想定したのではないかと推測されます。

○真島委員 何か、推測されますということなんですが、危機対応業務と完全民営化の関係については、きょうはずつといろいろな角度から議論されてきたけれども、全然統一見解がないですよね、もうばらばらなことをその当時もおっしゃつていて。

法案では、政府に、できる限り早期の商工中金の完全民営化、つまり商工中金の政策金融からの撤退を義務づけていることと、政策金融の一種である危機対応業務を商工中金の責務として、当分の間、義務づけていること、これは矛盾しているせんか、大臣。ちょっとお答えください。

○宮沢国務大臣 二度の延長の結果、昨年度末が検討期限だったわけでありますけれども、政府、また与党の検討におきまして、中小企業団体などの方も踏まえて検討いたしましたけれども、大規模な景気変動や自然災害の際における金融支援は、現時点では民間金融機関による対応が事実上困難であり、政府系金融機関による一定の役割が必要と考えております。

そして、今回、法案で今御審議いただいている方向は維持、堅持しつつ、民間による危機対応が十分に確保されるまでの当分の間、商工中金に危

機対応業務を義務づけ、政府が必要な株式を保有するということとしております。

もちろん、我々として、民間における危機対応業務が可能になるような努力をこれからしていかなければいけないわけありますけれども、一方で、相当の民間金融機関が指定機関となり、危機時の資金対応が十分になされるめどがつくというのがいつともなかなと言えない状況というようなことから、当分の間としたわけであります。

一方で、できるだけ早期にとすることは、今申し上げましたように、今後努力してできるだけ早期に、まさに完全民営化ができるような状況をつくりていくということは大変大事なことだと考えておりまして、矛盾しているとは考えておりません。

○真島委員 株式会社化した二〇〇八年の九月、株式会社化の直前にリーマン・ショックがあつたときに、まさに完全民営化ができるような状況をつくりていくというのが現実だと思うわけです。そのときに、危機の金融対応を商工中金に頼るしかなかったというのが現実だと思うんですね。その後も、二〇一一年三月の東日本大震災、そして二〇一三年二月には、原材料、エネルギーコスト高等の影響を受けて資金繰りに支障を来している中小企業者に対して、商工中金が金融支援を行っています。

二〇〇九年の三月十日の参議院予算委員会で、当時の与謝野財務担当大臣は、商工中金を完全民営化すべきだとした二〇〇五年の政策金融改革の基本方針について、次のように述べられています。世界が同時に不況になるということを全く想定していない経済学、政策金融機関も不要だ、

不況の深刻なものは来ないということを前提にした制度論であり経済学であって、これは間違いであつたとおっしゃっているんですね。

当時の与謝野大臣がおっしゃっていたように、商工中金の政策金融からの撤退を決めた二〇〇五年の政策金融改革の基本方針では、リーマン・ショックのような世界的な金融危機も、また東日本大震災というような未曾有の大灾害も、そのときは想定していなかつたんじやないでしょうか、大臣。

○宮沢国務大臣 私は、郵政民営化のときには、与謝野政調会長のもとで郵政民営化合同委員会の事務局長をしたり、また、まさにリーマン・ショックのときには与謝野大臣のもとで副大臣をしておりまして、随分教えを請うた立場であります。

おっしゃる国会答弁を読ませていただきました。そこでは危機対応業務というのは残っていますけれどもというようなことはおっしゃつておりますけれども、今回のスキーム、二〇〇五年に大きな方向が決まって二〇〇七年に法律になったスキームの中には、まさに内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するためには必要な金融ということで危機対応について方向性が打ち出されておりまして、二〇〇五年当時からそういうものは想定した上で方向が示されたということであります。

なお、やはり一番想定し切れていたかったのは、民間金融機関も活用した対応、対策を整備するということで二〇〇五年から方向づけておりましたけれども、なかなかそういうものが出てきていません。昨年行いました政府の成長資金の供給促進に関する検討会、こういった場におきまして、民間金融機関から危機対応業務に関する意見が出ておりまして、具体的には、例えば、危機対応は通常のリスク、リターンの分析でははかり切れないと、全国一律での対応が必要とされている、ある

ないという状況が今に至っているというところが最も想定していなかつたところだらうと思います。

○真島委員 では、その想定していなかつたことを聞きますが、危機対応業務の実施に手を挙げたけれども、政府として、民間金融機関の危機対応業務への参入を促すために、この間、どのような働きかけを行つてきたんでしょうか。

それともう一つ、この先、金融対応業務に参入する民間金融機関があらわれる見通しをどう見られていますか。

○北川政府参考人 お答えいたします。

危機対応業務における民間金融機関の参加はなぐく、政策投資銀行と商工中金のみがみなし指定金融機関として危機対応業務を実施していることは御指摘のとおりです。

この危機対応業務への民間金融機関の参入を促すための働きかけといたしまして、これまでも、政府あるいは政策公庫から、民間金融機関、全銀協ベースあるいは個別行に対する御説明、こういったものを何度も実施してきておりますけれども、今のところ手は挙がつてきていよい状況でござります。これは平成二十年当時から累次行つてきるところです。

また、昨年行いました政府の成長資金の供給促進に関する検討会、こういった場におきまして、民間金融機関から危機対応業務に関する意見が出ておりまして、具体的には、例えば、危機対応は通常のリスク、リターンの分析でははかり切れないと、全国一律での対応が必要とされている、ある

いは、危機対応業務に必要なシステムを構築し、常時稼働させておかなければならず、その点のコストはかかる、こういったような御意見がございました。

今後でございます。私どもいたしましては、商工中金によります地域金融機関へのノウハウの提供、協調融資の積み重ね、そしてまた、今般、設置を検討しておりますが商工中金と民間金融機関との意見交換の場、こういったことを活用して、民間金融機関が危機対応を行えるインセンティブづけをしていきたいと考えております。

また、今回の法改正にあわせまして、現行の指定金融機関を活用した危機対応制度のもとで、民間金融機関が指定金融機関になるための申請手続の簡素化、あるいはその実施要領のひな形を公表するなど、業務自体の一層の明確化を図る、こういったこともしていこうと考えております。

こういった改善を行つてまいりますが、二つ目の質問でございます、見通しはあるかという点につきまして、なかなか私どもの立場では見通しができていないという状況でございます。

○真島委員 危機対応業務は、今言われたように、現時点で民間機関には、実際にはもうできないということだと思います。また、今後もそう簡単に危機対応業務に参入する民間金融機関は見通しが立っていないということをはつきりおっしゃいました。この法案自体がそれを前提にして出たことや、法律で明記した完全民営化の期限を二

回も先延ばしして、三度目は期限を書かないという改正として出している。こんなのは余り聞いたことないですね、私は。

大臣、ここまで来たら、本来は、期限を何度切つても何の成果も上がつていらないわけですから、商工中金の完全民営化を一旦やめて、そして、政

策金融はどうあるべきか、総合的に見直して再検討するのが国民に対する責任ではありませんか。

○宮沢国務大臣 これは、先ほど御答弁したこととなり近いことになるわけでございますけれども、私どもは、やはり二〇〇五年当時の方向づけ、まさに官から民へという大きな方向は大事なことだと思っております。そういう観点から、将来的な完全民営化の方針は堅持することとしております。また、現時点において、まさに危機対応業務

について、民間としては対応できる状況ではないということがございますので、当分の間、危機対応業務を商工中金に義務づけることとし、株式を保有する、こういうことにしております。

先ほど申し上げましたように、やはり二〇〇五年から今までの十年というもので、民間金融機関の危機対応業務というものが、まさにおっしゃるように、できてこなかつたということが、ある意味では当初の目算が外れた部分でありまして、その部分につきまして、今長官からも答弁がありましたが、恐らく、私どもというよりは、政策金融全般を見ている財務省であり金融庁が中心になってもらわなきゃいけませんけれども、民間金融機関に危機対応業務をやってもらえるよう

うことをしつかりと検討していかなければいけないと思つております。

一方で、こういうことを含めて、政策金融全般については常に不斷の見直しというものは頭に入れておかなければいけないことだと思つております。

○真島委員 もう皆さん御存じのことですけれども、民間金融機関の中小企業、小規模事業者向け貸出残高、ちょっと長い目で見ます。一九九七年度末には約三百二十兆円、二〇一三年度末には約二百二十七兆円と、三割を超える減少、約百兆円近く減っています。一方で、政府系金融機関の貸出残高は、一九九七年度末が約二十七兆五千億円、二〇一三年度末が約二十二兆二千億円で、リーマン・ショックや大震災を経て、むしろシェアは拡大しているんですね。

そして、グラフで中小企業向け貸出残高の伸び率というのが出ていますけれども、政府系と民間、これを見ますと、民間金融機関の山が立つていて、ときには政府系金融機関は谷になつて、民間が大きく落ち込んで谷になつたら逆に政府系金融機関が山となつて、政府系金融機関は間違いなく中企業の資金繰りを下支えする役割を果たしてきているわけですね。

そういう点で、危機対応業務を担う政策金融から商工中金が撤退するという完全民営化は、私は完全に破綻していると思います。商工中金の完全民営化方針を一旦撤回して、そして、中小企業の資金繰りを下支えする政策金融機関として位置づけ直すべきだということを申し上げて、次の信用

保険法の一部改正についての質問に移ります。

中小企業信用補完制度というのは、担保力、信用力の弱い中小企業、小規模事業者が金融機関から融資を受ける際にその橋渡しを行つて、資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ろうとするものであります。

全国に五十一ある信用保証協会が、公的保証人として、金融機関に対して中小企業、小規模事業者の債務を保証する信用保証制度と、それと国が出資する日本政策金融公庫が再保険する信用保険制度が連結した制度として運営をされております。

民間金融機関が中小企業向けの融資を、先ほど紹介しましたように大きく減らしている中で、中小・小規模事業者の資金繰りの命綱となってきたのがこの信用保証です。

そこでお聞きしますけれども、一九九七年度末と二〇一三年度末の信用保証の保証債務残高は幾らになっていますか。

○北川政府参考人 委員お尋ねの一九九七年度末及び二〇一三年度末の信用保証の保証債務残高は、一九九七年度末は二十九兆五千五百八十九億円、二〇一三年度末は二十九兆七千七百八十五億円となつております。

○真島委員 今おっしゃったように、この十六年間、信用保証の保証債務残高は約三十兆円の規模を維持しております。これを企業ベースで見ますと、中小企業の保証利用比率、信用保証協会利用度は、二〇一三年度で三七・九%、三百八十五万社の中小企業のうち約百四十六万社が利用しております。信用保証制度が中小企業の資金調達にお

いて大きな位置を占めております。

特に、金融危機や経済危機など金融環境が悪化した際には大きく額を伸ばして、中小企業、小規模事業者の資金繰りを支えてまいりました。

例えば、一九九八年の金融危機のときには、貸し渋りによる連鎖倒産を防ぐため、中小企業金融安定化特別保証が実施されまして、一九九八年十月から二〇〇一年三月までの保証実績は、二十八兆九千億円、百七十二万件に上っています。二〇〇二年九月二十日、財政諮問会議でも、この制度により、一万社の倒産、十万人の失業、二兆円の民間企業の損失が回避されたと評価をされております。

また、リーマン・ショックに端を発した世界的な金融経済危機の際には、二〇〇九年に緊急保証が実施されております。もともとこれは、前年から続いていた原油、原材料高対策として指定業種制でスタートしたものでありますけれども、その後順次業種を拡大して、二〇一〇年二月からは原則全ての業種で利用できるようになりました。

この緊急保証の利用というものは、二〇一一年の三月末で終わっているんですけども、打ち切り直前に発生しました東日本大震災の未曾有の被害に対応して、二〇一二年十月末までセーフティーネット保証五号の指定業種を全業種とする措置がとられております。

このセーフティーネット保証五号の現在の業種指定基準はどうなっておりますか。

○北川政府参考人 お答えいたします。

セーフティーネット保証五号は、急激に業況が悪化した業種に属する事業を営んでおられ、経営の安定に支障が生じている中小企業、小規模事業者の方に対し、一般保証とは別枠で、融資額の一〇〇%を保証する制度でございます。

現在、急激に業況が悪化した業種を指定するため、業種全体における売上高の減少の程度、また原材料高を価格転嫁ができるかどうか、これにより指定の有無を判断しているところでござります。

○真島委員 このセーフティーネット保証五号の二〇一五年度第一・四半期の指定業種は二百五十四あるんですけれども、これは前年同期の二百六業種の一・二三倍になつております。つまり、一年前より悪くなつてているんですね。

セーフティーネット保証五号を利用できるのは、国が四半期ごとに、今説明されましたように、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者、それを市区町村長が、二つの企業認定基準、一つは、最近月の売上高等が前年同月比五%以上減少している中小企業者、もう一つが、製品等原価のうち二〇%を占める原油等の仕入れ価格が二〇%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者、このいずれかを満たしていると市区町村が認定をすれば受けれることがあります。

中小企業、小規模事業者は、消費税増税や急速な円安及びエネルギー、電力料金の値上がり等による原材料価格の高騰という二重の苦しみを強いられてきました。安倍政権の発足前は一ドル約七十八円前後の水準から、一気に約百二十円前後ま

で円安が進みましたので、中小企業では生産コストが非常に重くなつて、いわゆる円安関連倒産がふえているというデータも出ております。

また、中小企業では、人材不足、人件費高騰の問題が一部で生じてることに加えまして、国内消費と需要が伸び悩んで、アベノミクス不況と言われる苦境にも陥っております。

そしてまた、報道されておりますように、きょう四月一日からまた一斉に物価、社会保険料、電気料金などが上がつて、中小・小規模企業の事業環境はますます厳しくなっております。

先ほど言いました、二〇一五年度の第一・四半期、二百五十四の指定業種、これは全業種のうち約二割程度なんですけれども、指定されなかつた業種でも、売り上げの減少とか原材料高に苦しんでいる中小企業者の方はたくさんいます。また、

指定されなかつた業種でも、地域経済が非常に低迷している中で、同じ業種でも、地方で営業する中小企業ほど厳しい事業環境に置かれています。

こうした個々の小規模事業者の実態に即したための細かい対応をするためには、国が指定業種という枠をはめて対象から除外するというやり方はなくして、全業種を対象にして、あとは、市区町村が売り上げが減つてているなどの実態を確認して認定するというふうにすればいいと私は思うんですけども、大臣の考え方を聞かせてください。

○宮沢国務大臣 本制度の趣旨といったしましては、まさにセーフティーネットという名称にもありますように、外的要因によって一時的に業況が悪化している業種を指定して、その業種に属する事業

者を支援するという制度でありまして、個々の事業者の状況に応じて支援するものではございません。

一方で、個々の事業者の状況に応じて支援するものとしては、例えば、小口零細企業保証、特別小口保険等を使った一〇〇%の保証制度や、また政府系金融機関における小規模事業者向けの低利融資制度、こういうものが用意されております。

○真島委員 リーマン・ショックで落ちた売り上げがいまだに回復していないという業種の方がたくさんいらっしゃるんですね。それで、一時、やはり全業種指定までやつて、特別な業種だけを救うためにということではなくなつてきていたわけですね、今までの実際の実行の中では。

それで、法案の内容について幾つかお聞きします。

法案は、NPO法人が信用保証を利用できるようになるものになつております。地域において、介護や福祉などの分野でNPO法人が中小企業と同様の経済活動を行つて、雇用も確保しているという実態がありますので、我が党としても、信用保証の対象にNPO法人を加えることは前向きに評価をしております。

ちょっとお聞きしますけれども、実際の利用に際して、NPO法人と事業法人の会計処理の方法の違い、また非営利で利益を蓄積できないNPO法人の返済能力、こういうのをどう評価するのかという課題もあると思います。こういう具体的な運用ルールというのは、今後どのように検討していくようになつているんでしょうか。

○北川政府参考人 御説明いたします。

信用保証協会は、今後、NPO法人を審査するに当たりましても、これまでの中小企業者と同様、事業計画、資金計画、こういったものにつきまして保証審査を行うことになります。

具体的には、まず、従業員数等から見て中小企業者といつた要件と同じであるかどうか、あるいは資金用途が事業資金であるかどうか、そしてまた将来においても安定的な収益あるいはキャッシュフローといいますか、それが見込まれて返済可能なこと、あるいは経営環境が変化した場合でも対応してしつかりやつていけるというようなことであること、あるいは経営者御自身の意欲や信頼性、こういったもの、中小企業者と同じでござりますけれども、こういったものを審査して保証を行つていくことになります。

一方、お金を貸される金融機関におきましても、融資経験の乏しいNPO法人に対して融資を行うということに当たりましては、活動の現場に足を運んで実態を把握するということ、あるいは事業性を適切に審査して融資を行うことが前提になつてくると思います。NPO法人の側におきましても、適切な会計の実施、事業計画の検討、

その表明といったものが求められると思ひます。これまで、公庫あるいは信金等で既に実績がありますけれども、こういったものを踏まえながら、具体的な運用ルールをさまざまな関係機関と検討して進めてまいりたいと考えております。

○真島委員 今回、NPO法人を信用保証の対象に加えるだけならば何の問題もないんですけど

も、同時に、信用保険法第三条の三「特別小口保険」の条文を変更している点で、看過できない問題がございます。

現行条文では「保証をした借入金の額」となっているところを、改正案では「借入金の額のうち保証をした額」とされています。

特別小口は、これまで全額保証であることが条文上明確にされておりましたが、今後は部分保証にするということでしょうか。

○北川政府参考人 現行制度におきましては、特別小口保険につきまして、一〇〇%保証する場合のみを対象としております。

一方、今般、NPO法人を加えようと考ておるわけでございますけれども、その実態として、常時従業員二十人以下の団体が九割ぐらい、あるいは平均的な資金需要は八百万円程度ということです、仮にこのまま考えますと、事実上、多くのNPO法人が特別小口保険の適用になる可能性がございます。

金融機関におきまして、このようなNPO法人、これから融資をし、一方で保証していくということに当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、しっかりと見ていただくことが必要というところでございますし、これまでさまざまな民間金融機関にお話を伺いしましても、初めはやはりしっかりと見て実績を積んでいこう、こういうことでございました。

このような状況、それを促進する手立てといったしまして、今般、NPO法人につきましては、特別小口保険においても責任共有制度の運用ができ

るよう整備を行うということとしたものでござります。

○真島委員 ちょっと私が聞きたいことをお答えにならなかつたので大臣に直接聞きますけれども、NPO法人についてはとおっしゃつたけれども、それ以外の中小企業、小規模企業、特に小規模の企業がこの特別小口を使つているところが圧倒的なんですけれども、そこまで部分保証を拡大していくことが可能な条文になつていますけれども、拡大されるんですか、拡大されないんですか。

○宮沢国務大臣 NPO法人につきましては、今長官から答弁いたしましたように、まさにやつと融資が民間金融機関で始まつておりますけれども、まだ一部にとどまつております、しっかりと融資審査を整えている金融機関ばかりではないという

ようなこと、さらに、NPO法人はいわゆる三十四業種の収益事業課税でありまして、それ以外のものについてはある意味では非課税といった意味

で、税のチェックといった意味でも少し違つてゐるというようなことを考えて、やはり信用共有といいますか、八〇%、二〇%は民間金融機関にも責任を持つてもらうということを考えております。

一方で、信用保証全体のことを考えますと、午前中の田嶋委員との議論でもございましたけれども、国際的に見たときに、日本の制度というのは一〇〇%がかなり入つてゐるわけであります。民間金融機関のモラルハザードといったものを考えますと、やはり基本は、責任共有が基本だろうというふうには思つておりますが、今回の改正を踏まえての見直しをして、今おっしゃつたような

特別小口保険等につきまして、責任共有に移るというようなことはなくて、引き続き一〇〇%保証として運用していく考え方であります。

○真島委員 今、特別小口は全額保証を維持するというふうに答弁されたんですけども、しかし、原則として責任共有が基本だということもおっしゃいました。

これは、条文に書かれていなければ何の保証もないと思うんですね。経済産業省の考えが変わつたら、小規模企業の特別小口にも部分保証を広げられる、すぐでも広げられる、八割、七割、六割と自由にできる。つまり、経済産業省にあとは白紙委任してくれということになっていると思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○宮沢国務大臣 もちろん、条文の解釈等々といふものにつきまして、立法者の意思というのも一つの要素であります。

だから、そういうことを考えますと、私が今、引き続き一〇〇%保証として運用する考え方であるということは、それなりに重い答弁をさせていただいたと思つております。

○真島委員 今おっしゃつたように、大臣、中企業政策の最高責任者である経済産業大臣の国会での答弁というのは、国民に対する約束であつて、非常に重いと思います。

ところが、ちょっとこの間の経緯を見ますと、それだけで、ああ、そうですかと済まないような経緯がありまして、この間、部分保証が導入され踏まえての見直しをして、今おっしゃつたような

皆さん、国会での大臣答弁をいとも軽々とひっくり返してきているんですね。

部分保証というのは、二〇〇二年の中小企業信用保険法改正案の中では、会社更生法や民事再生法など法的再建手続において再生化計画が認可された中小企業に対する事業再生保証、DIP保証制度が創設された際に導入されました。その際、リスクの高いDIP保証には全額保証はなじまないことを理由にして、これまで保証した借入金の額、つまり融資額全額に保証を付すとしていた条文を、借入金のうち保証した額に改めて、事实上部分保証の実施を可能とするような文言の改正が行われました。今回の条文の改正案と全く同じ書きぶりです。

当時、法案審議に当たり我が党は、条文上では、DIP保証のみならず一般の保証まで部分保証の対象にするように読めるじゃないかということから、質疑の中で、部分保証の対象はDIP保証に限つたものであり、現下の金融経済情勢を見ると、DIP保証以外の保証制度に部分保証を拡大させる条件がない、将来にわたつても性急な部分保証の導入を行わないということを当時求めました。二〇〇二年十一月六日、当委員会で、当時の平沼経済産業大臣、ちょっと懐かしい名前ですけれども、どう答弁しておられるでしょうか。

○北川政府参考人 委員お尋ねでござります二〇〇二年十一月六日の経済産業委員会における平沼経済産業大臣の答弁について、そのまま読み上げます。

我が国の信用保証制度では、売り掛け債権担保

融資保証等の一部の例外を除きまして、現在、御承知のように、全額保証制度がとられております。諸外国では部分保証制度がとられていることも踏まえまして、金融機関との適正なリスク分担を図る観点から、中長期的には、我が国でも部分保証の導入について検討を進めていく必要があると思つております。

これはもうよく御承知だと思いますけれども、我が国における一〇〇%保証の例外では、特定社債保証制度が九〇%でありますとか、今申し上げた売掛金のものが九〇%、そして今回のものが八〇%ということを想定しています。

歐米では、アメリカは中小企業への融資額によりまして八五から七五、イギリスでは業歴に着目をいたしまして八五から七五でございます。あと、フランスは政策目的等で五〇とか八〇、こんな数字があるわけであります。

DIP保証は、法的な再建手続等によりまして再生を図る中小企業を支援するための制度でございまして、リスクが高いことから、民間金融機関にも一定のリスクを分担していただくよう、部分保証で対応する、こういうことにいたしております。

御指摘のように、今般の改正では、条文上は部分保証の対象はDIP保証に限定されているわけではありません。しかしながら、部分保証によつても民間金融機関からの十分な中小企業向け融資が確保されるような状況になるまでは、このとき経産省が決めた責任共有制度要綱で責任共有の対象外になつてゐる、つまり全額保証とさ

的ではない、私どもとしてはこのように考えておりまして、信用保証協会と中小企業総合事業団とが締結する保険約款の中で、DIP保証以外については従来どおり全額保証であることを私どもは明らかにしてまいりたい、こういう形で対応していきたい、このように思つております。』

との答弁でございます。

○真島委員 明確に、DIP保証以外については従来どおり全額保証でやると言われてゐるんですね。部分保証については、民間金融機関からの十分な中小企業向け融資が確保されるような状況になるまで広く導入することは現実的ではないとおっしゃつてゐるんですね。これが当時の中小企業政策の責任者である経済産業大臣の明確な答弁でした。

ところが、二〇〇七年四月二十五日の当委員会で、我が党の塩川鉄也議員が二〇〇二年のこの大臣答弁についてただした際に、当時の中小企業庁長官は、DIP保証だけを対象にしてその法律の改正を行つたというふうには理解していませんと答弁しています。二〇〇二年の経産大臣の答弁をひっくり返す発言を中企庁長官がされているんですね。

保証割合をこれまでの十割から八割として、残りの二割は金融機関の負担とする、二〇〇七年の十月から責任共有制度が実施されましたけれども、このとき経産省が決めた責任共有制度要綱で責任共有の対象外になつてゐる、つまり全額保証とされたものは何でしょうか。

○北川政府参考人 お答えいたします。

現在、責任共有制度要綱におきまして責任共有制度の対象外とされている主な保証制度を申し上げれば、特別小口保険に係る保証、セーフティーネット保証、災害関連保証、創業関連保証などがございます。それ以外にも幾つかございますが、省略いたします。

○真島委員 今さつき言いました、平沼大臣がD

I P保証以外は全額保証にすると、その後、中小企業庁長官がそろは考えていませんと国会で答弁して、その後、責任共有制度要綱というのを見ますと、D I P保証も全額保証で残つているんですよ。もう二転三転しているんですね。

繰り返しになりますけれども、最初の二〇〇二年の経済産業大臣の国会答弁はD I P保証以外は全額保証、二〇〇七年四月の中企庁長官の国会答弁はD I P保証だけを対象にしていません、二〇〇七年十月にスタートした責任共有制度はD I P保証は全額保証として残つていています。つまり、最初の経済産業大臣の国会答弁を中小企業庁長官がひっくり返して、そしてそれをまたひっくり返したような制度要綱を最終的には出した。国会がこんなにないがしろにされてきているんです、今まで。

特別小口保険というのは小規模業者の命綱になつてゐるんですね。これに対して、先ほど、国会での答弁は重いんだと宮沢大臣がおっしゃいました。そこには、部分保証は拡大していないんだ、これは重い私の答弁なんだというふうにおっしゃいましたけれども、このようなことが今までやら

れているのを見ますと、経済産業省に白紙委任してくださいという条文のままの法案で、はいそうですかというわけにはいきませんよ。

○宮沢国務大臣 宮沢大臣、最後にちょっとお答えください。

会の答弁を長官が読み上げましたけれども、私の手元にある答弁書では委員御指摘の場所と違うところに線が引いてあります、「諸外国では部分保証制度がとらえていることも踏まえまして、金融機関との適正なリスク分担を図る観点から、中長期的には、我が国でも部分保証の導入について検討を進めていく必要があると思つております。

「この部分に線が引いてあります、中長期がど

の程度かという議論はあるかと思ひますけれども、そういう方向で対処したものと思つております。

○真島委員 結局、だから、今度はN P O法人だけです、小規模事業者の皆さん、特別小口には導入しませんと言ひながら、心の中では、そういう部分保証は広げなきやいけないと。では、いつの段階でそこに踏み切つていくかというのは何にも確約もないし、だから、ずっと特別小口には本当に入れませんというような約束になつていな印度よ。私はその点を非常に危惧しております。

○江田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。
次回は、来る八日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時一分散会

を求めております。

小規模企業対策の重要性がこれだけ増しているときに、小規模企業の資金繰りの命綱である特別小口の縮小につながるような法改正は断じて認められるわけにはまいりません。そのことを表明しまして、私の質問を終わります。

○江田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る八日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

改 正 案

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進

法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営

利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。）であつて

、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

現 行

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二 (略)

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（六）（略）

七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人）以下のもの

4・5 （略）

（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借り入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」とい

3 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一（六）（略）

（新設）

4・5 （略）

（普通保険）

第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項及び第三条の十一第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借り入れ（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」とい

う。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項、第三条の三第一項及び第二項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保証を締結することができる。

25 (略)

第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものを作ることにより、小規模企業

う。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

25 (略)

第三条の二 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する流動資産担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険、第三条の九第一項に規定する事業再生保険、第三条の十第一項に規定する特定社債保険又は第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものを作ることにより、小規模企業

者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額）と電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第二条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証をした場合において、当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、千二百五十万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

3 (略)

4 第三条第三項から第五項まで及び前条第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。この場合において、第三条第三項中「借入金の額のうち保証をした額」とあるのは、「保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額）」と読み替えるものとする。

第三条の四～第十一條（略）

（経営安定関連保証の特例）

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るもの）をいう。以下同じ。」を受けた特定中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額」と「当該借入金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債権者」とあるのは「当該債務者」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

第十三条・第十四条（略）

第三条の四～第十一條（略）

（経営安定関連保証の特例）

第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営安定関連保証（第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、特定中小企業者の経営の安定に必要な資金に係るもの）をいう。以下同じ。」を受けた特定中小企業者に係るものについての第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項及び第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額」と「当該借入金の額のうち」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「当該債務者」と、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「経営安定関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額」と「当該保証をして」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」とに、「当該債務者」とあるのは「経営安定関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とする。

第十三条・第十四条（略）

1
5 附
則
(略)

6 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
附則第二条の二に規定する危機対応業務として行う貸付けに係
る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

1
5 附
則
(新設)
(略)